

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第3回定例会追加議案の説明

(1) 議案第165号 川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第165号 川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市立看護大学大学院の概要

資料3 新旧対照表

令和6年9月5日

健康福祉局

議案第 1 6 5 号 川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例の制定について

1 大学院の位置等

位 置	幸区小倉 4 丁目 3 0 番 1 号
研 究 科	看護学研究科
大学院設置予定日	令和 7 年 4 月 1 日

2 大学院の課程及び標準修業年限

- (1) 大学院に博士課程を置き、これを前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。
- (2) 大学院の標準修業年限は、博士前期課程にあつては 2 年、博士後期課程にあつては 3 年とする。

3 大学院の学生に係る授業料等

入学選考料	入学志願者	3 0, 0 0 0 円
入 学 料	川崎市の住民等	1 4 1, 0 0 0 円
	その他の者	2 8 2, 0 0 0 円
授 業 料	年額	5 3 5, 8 0 0 円

※ 入学志願者については、看護大学の学部に進学する者が大学院に入学を志願する場合（博士前期課程に進学する者が博士後期課程への進学を志願する場合を含む。）を除く。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 3 については、公布の日から施行

川崎市立看護大学大学院の概要

1 基本事項

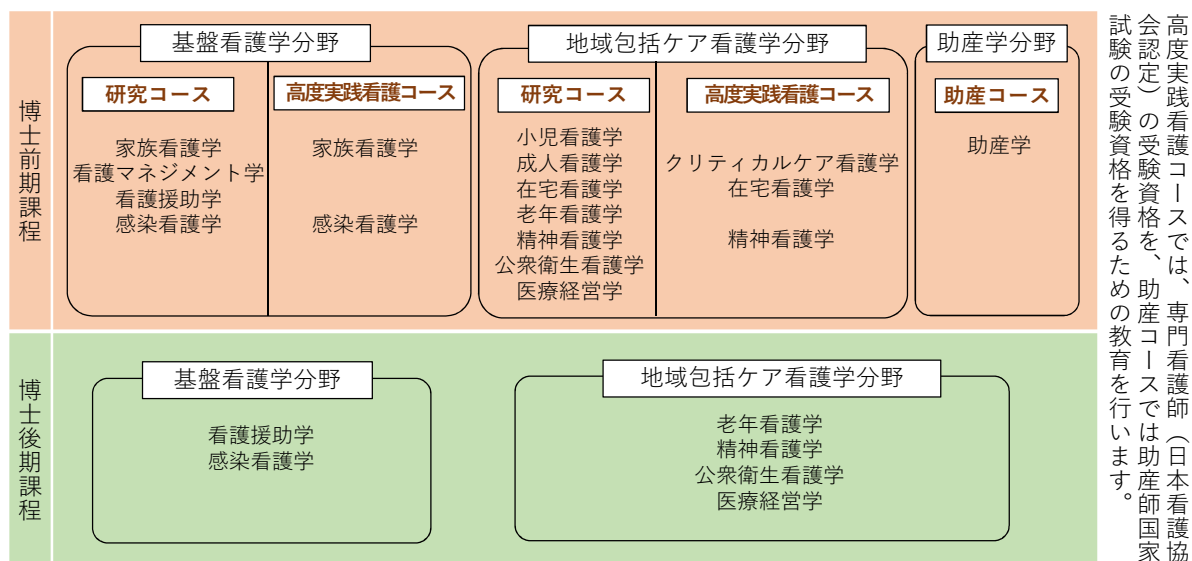
名称	川崎市立看護大学大学院 看護学研究科看護学専攻		
開学年月	令和 7 (2025) 年 4 月 (予定)		
標準修業年限 及び定員	博士前期課程 2 年、18 人／年 (うち 3 人は助産コース) 博士後期課程 3 年、5 人／年		
学位	修士 (看護学)、博士 (看護学)		
収容定員	51 人	専任教員の数	33 人

2 設置の趣旨及び必要性 (要旨)

大学院では、保健医療福祉に関わる課題を科学的に解決する能力を有する**教育・研究者**、所属する施設等において**地域包括ケアシステムの推進役となる人材**、**高度な専門性と実践力を有する看護職**、及び**ライフサイクル全般で女性の性と生殖に関わる健康を支援する人材を養成し、地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていく**ことでその役割を果たし、地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学の発展に寄与することを使命とすることとします。

3 教育課程・コース等

博士前期課程と博士後期課程を開設するとともに、博士前期課程には 3 つのコースを設置します。また、平日夜間帯や土曜日などを活用した授業 (講義、演習等) を組み込むことで、社会人が働きながら通える環境を整備します。



4 大学院施設

大学院の開学に合わせて、**地域で活躍する社会人が働きながら通えるよう川崎駅前に第2キャンパスを整備**します。

この第2キャンパスには、博士前期課程の「研究コース」と「高度実践看護コース」、及び博士後期課程の学生が通い、博士前期課程の「助産コース」の学生は、原則*として既存校舎（第1キャンパス）に通うことになります。

* 共通科目などは第2キャンパスで受講することになります。

第2キャンパス

博士前期課程（研究コース、高度実践看護コース）・博士後期課程

【川崎フロンティアビル10階】

所在地

川崎市川崎区駅前本町11番地2

最寄り駅

J R川崎駅・京急川崎駅

（いずれも徒歩3分）



第1キャンパス

博士前期課程（助産コース）

【川崎市立看護大学】

所在地

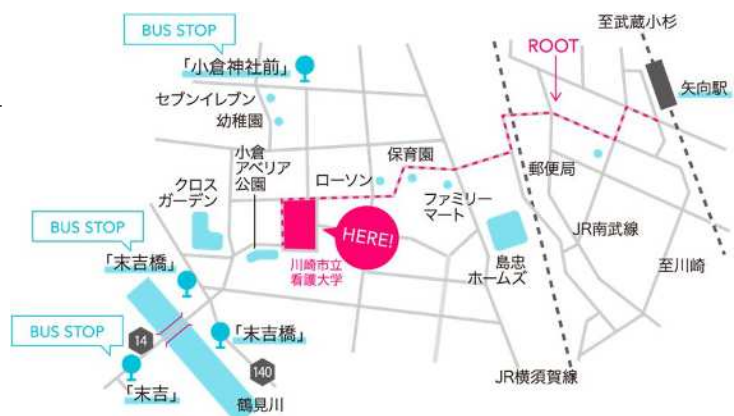
川崎市幸区小倉4丁目30番1号

最寄り駅

J R川崎駅よりバスで約10分

J R矢向駅（南武線）より

徒歩約15分



5 入学選考料等

大学院の入学選考料、入学料、授業料については、既存大学における額の設定の考え方及び大学院を設置する他の公立看護系大学における額等を踏まえ、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」で定められる標準額と同額とします。

また、前述の設置の趣旨及び必要性（要旨）にあるとおり、地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていくため、卒業後に市域で活躍する可能性が高い「市内在住者」・「市内在勤者」に対して、入学料を半額とする優遇措置を設けます。

	大学院	(参考)大学
(1) 入学選考料	30,000円(※1)	17,000円
(2) 入学料(市内在住者)(市内在勤者(※2))	141,000円	141,000円
入学料(その他の者)	282,000円	282,000円
(3) 授業料	535,800円	535,800円

※1 次のいずれかに該当する場合、大学院における入学選考料を徴収しないこととします。

① 本学在学生在が大学院に入学する場合 ② 博士前期課程在学生在が博士後期課程に進学する場合

※2 市内在勤者は、大学院のみ。

6 大学院生への主な支援策について

(1) 長期履修制度について

博士前期課程において、学生が職業を有していること等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、3年間で履修を認める「長期履修制度」を設ける予定です。

なお、同制度を利用した人の授業料（年額）は、次のとおりとなります。

$$535,800円 \times 2年 \div 3年 = 357,200円（年額）$$

(2) その他の支援策について

5に記載の入学選考料・入学料に関する優遇措置を設けるほか、独立行政法人日本学生支援機構が令和6年度から新たに実施する博士前期課程を対象とした「授業料後払い制度」や、大学院生も活用できる奨学金制度の御案内など、院生の支援策を実施してまいります。

7 今後の主なスケジュール

R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5～
	条例改正	院生公募	一次入試		二次入試	学則制定	大学院開学	
	助産師学校指定	特定行為指定申請	審査・補正作業		指定			高度実践看護指定申請 審査等
大学院校舎設計等			大学院校舎改修工事			備品設置等		

川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市立看護大学条例 令和3年10月12日条例第70号	○川崎市立看護大学条例 令和3年10月12日条例第70号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、川崎市立看護大学の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、川崎市立看護大学の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
(設置等)	(設置等)
第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学として、川崎市立看護大学（以下「看護大学」という。）を設置する。	第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学として、川崎市立看護大学（以下「看護大学」という。）を設置する。
2 看護大学の位置は、川崎市幸区小倉4丁目30番1号とする。	2 看護大学の位置は、川崎市幸区小倉4丁目30番1号とする。
(学部、学科及び修業年限)	(学部、学科及び修業年限)
第3条 看護大学に看護学部 <u>（以下「学部」という。）</u> を置く。	第3条 看護大学に看護学部を置く。
2 <u>学部</u> に看護学科を置く。	2 <u>看護学部</u> に看護学科を置く。
3 <u>学部</u> の修業年限は、4年とする。	3 <u>看護学部</u> の修業年限は、4年とする。
<u>（大学院、研究科、課程及び標準修業年限）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第4条 看護大学に大学院を置く。</u>	
<u>2 大学院に看護学研究科を置く。</u>	
<u>3 大学院に博士課程を置き、これを前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。</u>	
<u>4 大学院の標準修業年限は、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。</u>	
(授業料等)	(授業料等)
第5条 看護大学に入学を志願する者 <u>（学部に在学する者が大学院に入学を</u>	第4条 看護大学に入学を志願する者は入学選考料を、入学選考に合格した者

改正後						改正前					
<u>志願する場合（博士前期課程に在学する者が博士後期課程への進学を志願する場合を含む。）を除く。以下「入学志願者」という。）</u>は入学選考料を、入学選考に合格した者のうち看護大学に入学しようとする者（<u>博士後期課程に進学しようとする者を含む。）</u>は入学料を、看護大学に在学する者は授業料を納付しなければならない。 2 看護大学に在学していた者が卒業証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとするときは、証明書交付手数料を納付しなければならない。 3 第1項に規定する入学選考料、入学料及び授業料並びに前項に規定する証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、別表のとおりとする。 （授業料等の減免） 第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、授業料等を減額し、又は免除することができる。 （授業料等の返還） 第7条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 （委任） 第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 別表（第5条関係） 1 <u>学部における</u>入学選考料、入学料及び授業料						のうち看護大学に入学しようとする者は入学料を、看護大学に在学する者は授業料を納付しなければならない。 2 看護大学に在学していた者が卒業証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとするときは、証明書交付手数料を納付しなければならない。 3 第1項に規定する入学選考料、入学料及び授業料並びに前項に規定する証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、別表のとおりとする。 （授業料等の減免） 第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、授業料等を減額し、又は免除することができる。 （授業料等の返還） 第6条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 （委任） 第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 別表（第4条関係） 1 入学選考料、入学料及び授業料					
区 分	入学選考料	入 学 料		授 業 料		区 分	入学選考料	入 学 料		授 業 料	
		川崎市の住民	その他の者					川崎市の住民	その他の者		
学 生	17,000円	141,000円	282,000円	年 額	535,800円	学 生	17,000円	141,000円	282,000円	年 額	535,800円
聴 講 生	9,800円	14,100円	28,200円	1 単位	14,800円	聴 講 生	9,800円	14,100円	28,200円	1 単位	14,800円
特 別 聴 講 生				1 単位	14,800円	特 別 聴 講 生				1 単位	14,800円

改正後						改正前					
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位	14,800円	科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位	14,800円
研 究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月 額	29,700円	研 究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月 額	29,700円
備考 1 川崎市の住民に係る入学料は、 <u>学部</u> に入学しようとする者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合に適用する。						備考 1 川崎市の住民に係る入学料は、 <u>看護大学</u> に入学しようとする者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合に適用する。					
2 聴講生等の区分については、別に定める。						2 聴講生等の区分については、別に定める。					
<u>2 大学院における入学選考料、入学料及び授業料</u>						<u>(新設)</u>					
区 分	入学選考料	入学料		授 業 料		区 分	入学選考料	入学料		授 業 料	
	入学志願者	川崎市の住民等	その他の者				入学志願者	川崎市の住民等	その他の者		
学 生	30,000円	141,000円	282,000円	年 額	535,800円	学 生	30,000円	141,000円	282,000円	年 額	535,800円
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位	14,800円	科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位	14,800円
研 究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月 額	29,700円	研 究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月 額	29,700円
備考 1 川崎市の住民等に係る入学料は、次のいずれかの場合に適用する。											
(1) 大学院に入学しようとする者（博士後期課程に進学しようとする者を含む。以下同じ。）又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合											
(2) 大学院に入学しようとする者がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に在勤する場合											
<u>2 学生に係る授業料において、第4条第4項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認められた者に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間に限り、本表に定める学生の授業料の年額に当該標準修業年限の年数を乗じて得た額を、当該履修を認められた期間の年数で除して得た額とする。</u>											
<u>3 証明書交付手数料 1通 300円</u>						<u>2 証明書交付手数料 1通 300円</u>					